

ジョセフ・ラズの権威の概念

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2019-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大上, 尚史 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20375

ジョセフ・ラズの権威の概念

The Concept of Authority in Joseph Raz

博士後期課程 公法学専攻 2015年度入学

大 上 尚 史

OKAMI Naofumi

【論文要旨】

本稿ではジョセフ・ラズの権威概念を検討する。法や政治的権威はその指図の内容が不合理なもので服従を強いることがある。このとき法は合理性または自律といった価値と緊張関係に立つ。

伝統的な解決方法はルソーやカントに代表される人民主権や自己立法の理念に求められる。服従者は服従者自身が制定した法に従う。これは服従を服従と見せないテクニックであった。

本稿で検討するジョセフ・ラズが提案する解決策は、服従者が服従者自身が服する法を作った場合でなくとも権威への服従は合理性および自律と両立しうることを示すものである。ラズは排除的理由という概念を実践哲学の領域に導入することで、自分の判断で行為しないで他人の言うことを聞く方が合理性に適う場合が存在することを強調する。

【キーワード】 権威, 二階理由, 排除的理由, 保護された(行為)理由, 規範的権能

【目次】

- I 問題の所在
- II 権威の単純説明とそれに対する異論
- III ラズの権威概念
- IV 異論への応答
- V 権威のパラドクスの解消
- VI おわりに

I 問題の所在——なぜラズの権威論を論じるのか

法や政治的権威¹といった服従を要求するものは合理性および自律と緊張関係をもつ。権威の要求は必ずしも合理的ではないことがある。その場合に権威に従うことは合理性要求と両立しないのではないか。また権威に従うことは自律と両立するのか。自律とは自分の意思決定に基づいて行為することである。そうであれば権威に服従することは、自分の意思で行為することと矛盾するのではないか。権威は、合理性または自律との関係においてこのような問題を抱えている。

このような問題に対して、かつてルソーやカントのような啓蒙思想家たちは人民主権や自己立法という発想によって問題の解消を試みた。それは自分が服従する法を自分自身が作ることで、服従を服従と見せないというものであった。

これに対して、本稿で検討するジョセフ・ラズは、自分が服従する法を服従者自身が作ったのではない場合でも、合理性および自律との両立が可能であると考えた。

本稿の目的はラズの権威論をめぐる論争を本格的に検討するための準備作業として、ラズの権威に関する諸論攷の中で特に重要かつ基礎的なもの²を選んで検討することで、ラズの立場を明らかにすることである。ラズの理論をめぐる論争をみるとわかるように、ラズ自身の理論自体がすでに複雑で入り組んでいるうえ、論争相手もまた自身の複雑な理論に基づいて論争を仕掛けている³。このような事情のため誤解に基づく批判がしばしば生じる。そのため本稿ではラズの難解な理論の中でも議論的になることが多い、権威の正当化 (The Normal Justification Thesis)、先取り性 (The Preemptive Thesis)あるいは奉仕説 (The Service Conception of Authority)⁴などではなく、

¹ 「権威」は“authority”の訳である。本稿では、文脈に応じて、「権威者」や「権限」と訳し分けている。特に、「権威」と「権限」は、ラズによって使い分けられているため注意する必要がある。

² 特に重要な論攷として、Joseph Raz, “Legitimate Authority” in *The Authority of Law* (2nd ed., Oxford University Press 2009/1st ed., 1979), pp. 3-27. (hereafter cited as LA), Raz, “Voluntary Obligation and Normative Powers” in *Proceedings of the Aristotelian Society*, Supplementary Volumes, Vol. 46(1972), pp. 79-102. (hereafter cited as VONP), Raz, *Practical Reason and Norms* (2nd ed., Oxford University Press 1999 (hereafter cited as PRN)/1st ed., 1975) がある。本稿では主としてLAを取り上げる。

³ 例えば最近の論争として、Stephen Darwall, “Authority and Reasons: Exclusionary and Second-Personal” in *Ethics* Vol. 120, No. 2 (January, 2010), pp. 257-278. これに対するラズの応答として、Joseph Raz, “On Respect, Authority, and Neutrality: A Response” in *Ethics* Vol. 120, No. 2 (January, 2010), pp. 279-301. またダーウォールの主著として、Stephen Darwall, *The Second-Person Standpoint* (Harvard University Press, 2006)、邦訳としてスティーヴン・ダーウォール、寺田俊郎監訳・会澤久仁子訳『二人称的観点の倫理学』(法政大学出版局、2017年)がある。

⁴ これらに関しては、Joseph Raz, “Authority and Justification” in *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 14 No.1 (Winter, 1985), pp. 3-29. 森際康友訳「権威と正当化」同編『自由と権利』139-188頁参照。また Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Oxford University Press, 1986) の第3章 “The Justification of Authority” は “Authority and Justification” のいくつかの節が削除されたものである。特に奉仕説については、Joseph Raz, “The Problem of Authority: Revising the Service Conception” in *Between Authority and Interpretation* (Oxford University Press 2009), pp. 126-165.

まずはラズが「権威」——それが正統な権威であるかそうでないかはひとまず置いておき——というだけで何を考えているのかに焦点を絞り、適宜、具体例を補いながら検討することにしたい。

II 権威の単純説明とそれに対する異論

(1) ルーカスの定義の修正

ラズは、自身が採用する権威の定義を導き出すために、権威を、理由⁵を変更する能力と定義するもの、をたたき台としている。

ラズは、「権威に関する既存の最良の説明」(LA, 11)として、ルーカスの権威の定義を取り上げる。ルーカスによれば、「ある人またはある人々の集団が、権威を持つのは、『Xを発生させよ (let X happen)』[Xは事態を表す]という、その人または集団の発言から、Xが発生すべきであるということが帰結する場合である」⁶ (下線部は原文ではイタリックである)。ラズの理解では、ルーカスは権威のある行為を遂行する能力と説明し、当該行為を規範的状况を変化させる行為とみなしている (LA, 12)。

ラズはここで次の仮定を導入する。すなわち「Xがφすべきであるなら、Xはφする理由を持つ、かつ、Xがφする理由を持つなら、Xはφすべきである」[Xは人を表す] (LA, 12) という仮定である。このようにラズは、「Xはφすべきである」と「Xはφする理由を持つ」とを同値とする。この仮定を用いると、ルーカスの定義は、「ある人が権威を持つのは、『Xを発生させよ』[Xは事態を表す]というその人の発言が、Xが生じるべき理由であるときである」(LA, 12)、ということを含意する。

ラズは(正統な)権威の概念について、三つのテーゼで自身の主張を要約する。

第一に、「依存テーゼ」は、「全ての権威者の指令は——他の諸要因の中でも特に——その指令の名宛人に当てはまる諸理由で、かつその指令が適用される状況に関する諸理由に基づくべきである」ということである。

第二に、「通常正当化テーゼ」は、「ある人が他人に対する権威を持つと認められるべきことを確立する通常の主たる方法は、次のことを証明することを含む。すなわち、指令の名宛人が自分に当てはまる理由に直接に従おうとする場合よりも、権威者の指令を拘束的なものと受け入れて従おうとする場合の方が、名宛人に当てはまる理由(権威者の指令を除く理由)に従う可能性が高いことである」ということである。

第三に、「先取りテーゼ」は、「権威者がある行為の遂行を要求しているという事実は、その行為を遂行する理由であり、またその理由は何をなすべきか判断するときに他の関連する全ての諸理由に付け加わるべきものではなく、それらのあるものに取り替わべき理由である」。正統な権威の概念に関する三つのテーゼについては、Joseph Raz, “Authority, Law, and Morality” in *Ethics in the Public Domain* (Clarendon Press, 1994), pp. 194–221, at 198–199 やジョセフ・ラズ、深田三徳訳「権威・法・道徳」同編『権威としての法』(勁草書房、1994年) 139–201頁、147–150頁(引用箇所は、原書198頁、訳書147–148頁に当たる)が要約的な説明をしている。

また「権威の奉仕説」は、権威の役割は、権威の「名宛人を拘束する理由に基づいて名宛人が行為することを手助けする」(*The Morality of Freedom*, p. 56, 「権威と正当化」170頁)べきものとみなす立場である。

⁵ ラズが「理由」という用語を使うとき、特に注記がなければ、「行為理由」を指す。本稿でもラズに倣って「理由」で「行為理由」を指すものとする。

⁶ John Lucas, *The Principles of Politics* (Clarendon Press, 1966), p. 16.

しかし、この文は少しすわりが悪い。ラズによると、その理由は、ルーカスは「人に対する権威」を定義しようとしているにもかかわらず、ルーカスの定義の仕方では、その点がはっきりしないからである。このことを考慮して、ラズは、ルーカスの定義を、「X が Y に対して権威を持つのは、『Y は ϕ せよ (let Y ϕ)』という X の発言が、Y が ϕ する理由である場合である」[X と Y はともに人を表す] (LA, 12), と修正する。

ラズは、この修正された権威の定義を単純分析または単純説明と呼び、以下の権威分析の出発点としている。

(2) 単純説明に対する異論

ラズは、単純説明に対する次の二つの異論を議論の俎上に載せている。すなわち、

第一に、権威者の発言は、それが行為理由であるなら、それが指示するように行為する一応の理由以上、絶対的理由以下のものであるはずだが、それは不可能ではないか、

第二に、正統な権威者の発言は、必ずしも常に（受け手にとって）行為理由である必要はないのではないか（換言すれば、権威者の発言は行為理由でなくとも正統でありうるのではないか）、という異論である。

ラズはこれらの異論に対して、二階理由、とりわけ排除的理由という観念を導入することによって対処する。ラズは第一の異論に対しては、高階の理由である二階理由の観点を提出することによって、権威者の発言を、一応の理由以上、絶対的理由以下のもの〔一階理由〕とみなす見方を否定する。第二の異論に対しては、二階理由の観点から、権威者の発言は、一階の行為理由の衡量の対象となる理由ではなく、むしろ衡量を排除する高階の理由であるという主張によって応答する。二階理由についてはⅢで論じる。まずは単純説明に対する二つの異論を順に見ていこう。

(A) 第一の異論は、権威者の発言は、一応の理由以上、絶対的理由以下のものであるとされるが、それは不可能なのではないか、というものである。ここでの問題は、権威者の発言が絶対的理由 (absolute reason) であるのか、一応の理由 (prima facie reason) であるのかである。

(a) 権威者の発言は絶対的理由か

ラズは、権威者の発言が絶対的理由ではないことをあっさりと認める。もし権威者の発言が（その受け手にとって）絶対的理由であるなら、正統な権威も事実上の権威 (*de facto* authorities) も存在する見込みがほとんどないからである。誰かの発言を、あらゆる状況下で、従うべき絶対的理由であるとみなすことが正しいとは考えられない (LA, 13)。

(b) 権威者の発言は一応の理由か

ラズによれば、権威者の発言は一応の行為理由ではない。ラズは権威を一応の理由以上、絶対的

理由以下のものと考える見方を否定する。権威者の発言が、命令の意図で発せられている場合、権威者は、命令を、何をすべきか受け手が決定するときに用いる比較衡量の対象である理由——すなわち一応の理由——であるとは考えない。権威者が意図しているのは、「受け手が命令を行為理由として受け取ることであり、それはどんな反対理由 (conflicting reasons) が存在するかに関わらない」(LA, 14-15)。

それゆえ、権威者の発言が、一応の理由以上、絶対的理由以下のものであるという理解は間違っているとされる。

(B) 第二の異論は、正統な権威者の発言は(受け手にとって)行為理由であることがしばしばであるが、必ずしも常に行為理由である必要はないという議論に基づいている。一例として、赤信号で車を止めるべきかどうかという場合が挙げられている。見晴らしがよく、周囲に他の人や動物、あるいは車がないときに、赤信号に出くわしたら、停車する理由を持つのだろうか。ラズはこのようなケースにおいて、権威者の発言(赤信号は権威者の発言と同視されている)は、行為理由であることなく正統なものとなしうるとして、権威者の発言が必ずしも常に行為理由である必要はないことを認めている(LA, 15-16)。

ラズは、以上二つの異論が、権威の単純説明「XがYに対して権威を持つのは、『Yは ϕ せよ』というXの発言が、Yが ϕ する理由である場合である」を揺るがすのに十分であるとしながらも、この定義の基本的な洞察——権威は行為理由を変更する能力であるということ——は正しいとする。ラズは、単純説明とそれに対する異論がどちらも、行為理由に関して、(二階理由を考慮に入れない)「あまりにも狭い見方」(LA, 16)に立っていることを問題視しているのである。

III ラズの権威概念

ラズは権威を、規範的権能、すなわち保護された理由を変更する能力の一種とみなすべきであると言う⁷。ラズの権威概念を理解するためには、その要素となっている三つの理論装置を確認する必要がある。それは、二階(の行為)理由、保護された理由、そして規範的権能である。以下、それらを順に見ていこう。

(1) 二階理由

ラズは自分自身が採用する権威の概念を説明するために、二階理由(second-order reasons)の観念を導入する。二階理由には、「肯定的二階理由」と「否定的二階理由」の二種類がある。ラズ

⁷ LA, 19参照。ラズは「[[規範的]権能は、……保護された理由を変更する能力である。……我々は、権威を基本的に[[規範的]権能の一種とみなすべきである」と論じている。

は、「ある理由で行為する理由 (a reason to act for a reason)」を肯定的二階理由 (positive second-order reason) と、「ある理由で行為することを控える理由 (a reason to refrain from acting for a reason)」を否定的二階理由 (negative second-order reason) と呼び、特に否定的二階理由を排除的理由 (exclusionary reason) と呼ぶ (LA, 17)⁸。

ラズは二階理由を説明するために、父親が息子に対して母親の言うことに従うように言う場合と、子守り (nanny) の言うことを聞くように言う場合とを比較している。両親は息子に対して権威を持っていると仮定されている。そのため、母親の息子に対する権威は、父親が息子に対して母親の言うことを聞くよう言う指示に由来するのではない。しかし、子守りが息子に対して権威を持つのは、父親が息子に対して子守りの言うことに従うように指示をしたからである。子守りが息子に対して持つ権威は、両親が息子に対して持つ権威に由来する。

父親が息子に対して何を言おうとも、母親の指示には権威があり、母親の指示は息子にとって行為理由である。これに対して、母親の言うことに従えという父親の指示は「ある理由で行為する理由」である。すなわち父親の指示は「母親の指示という理由に基づいて行為する理由」であるがゆえに、肯定的二階理由である。逆に、父親が息子に対して母親の言うことに従うなと言ったとしよう。このような父親の指示は、「母親の言うこと——すなわち一階理由——に基づいて行為しない理由」であり、「ある理由で行為しない理由」という否定的二階理由すなわち排除的理由である (LA, 16-17)。

(2) 保護された理由

人はある行為をする理由を持つと同時に当該行為を控える理由を持つことがある。上述の例で、息子が外出時にコートを着るべきか否かを検討してみよう。コートの見た目がダサイ場合、それは息子にとってコートを着ない理由である。この場合に、母親が外出時にはコートを着るように息子に指示していたなら、その母親の指示と (息子にとって) コートを着ない理由 (コートがダサイ) は衝突する。しかし、父親が息子に母親の言うことを聞かないように指示していたら、コートを着ない理由 (コートがダサイ) は間接的に⁹ 父親の指示によって補強される。この例では、「 ϕ する (コートを着る) 理由 (母親の指示) を無視する理由 (父親の指示) であるところの事実 [父親が息子に指示したという事実] は、 ϕ を控える理由 (コートがダサイ) である事実と [次元が] 異なる」 (LA, 17-18. また [] 内は引用者)¹⁰。

⁸ ラズは明言していないが、一階理由にも二種類ある。「行為する理由」である肯定的一階理由 (reason to act) と「行為しない理由」である否定的一階理由 (reason not to act) である。一階理由が行為 (「行為しないこと」も含めて) の理由であるのに対して、二階理由は、「ある理由で行為する」または「ある理由で行為する、ことをしない」ことの原因である点に一階理由との違いがある。

⁹ 行為に反対しているのではなく、特定の行為理由に反対しているからである。もし母親がコートを着ないように指示していたら、父親の指示はコートを着ることを間接的に補強する理由である。

¹⁰ コートを着ない理由は一階理由、父親の指示は二階理由である。

しかし、同一事実が、行為をする理由であり、かつ、その行為に反対する理由を無視する（排除的）理由である場合も存在する。ラズはそのような事実を「保護された行為理由（protected reasons for action）」（LA, 18）〔以下単に「保護された理由」と表記する〕と呼ぶ。ラズは法、（命令的）規範（mandatory norm）またはルール（が存在するという事実）は、それが要求する行為をする一階理由であり、かつ対立する理由で行為しない排除的理由である、すなわち保護された理由であると言う¹¹。例えば、「駅の構内でタバコを吸ってはならない」というルールがあるとすると、このルールが存在するという事実は、「タバコを吸わない」という行為を支持する一階理由であり、「タバコを吸わない」という行為に反対する諸考慮を無視するよう要求する排除的理由（「タバコを吸う」という行為を支持する理由で行為しない理由）である。「駅の構内でタバコを吸ってはならない」というルールが存在するという事実は、一階理由であり、かつ排除的理由であるがゆえに、保護された理由である¹²。

（3）規範的権能（保護された理由を変える能力）

次にラズは、この「保護された理由」を変更する能力（ability）のことを「規範的権能」（normative power）と呼ぶ¹³。「X が規範的権能を持つのは、X が自身の行為によって規範的権能を行使することができる場合である」（LA, 18）¹⁴〔すなわち、その行為が権能行使行為（power-exercising act）であるときである〕。そして、「ある行為が規範的権能の行使〔とみなされる行為〕であるのは、〔その行為を〕保護された理由と見なすか、保護された理由を取り消すもの（cancelling protected reasons）とみなすかどちらかの十分な理由があり、かつ、そのようにみなす理由が、人々はその行為によって保護された理由を（そうしたいなら）変更できることが望ましいということ

¹¹ PRN, 51参照。

¹² 先の例で、父親が息子に対してした母親の言うことに従うなという指示は、「保護された理由」ではなく、単なる排除的理由、すなわち「母親の指示という理由に基づいて行為しない理由」であった。父親の指示が「保護された理由」ではない理由をラズは説明していない。

その理由の一つの可能性として、「母親の言うこと聞くな」という指示ではいかなる行為をしてはならないのか明確ではないから一階の行為理由ではないと考えられる。例では、母親がコートを着るように息子に対して言うと、父親の指示はコートを着ないことを間接的に支持するが、もし母親がコートを着ないことを指示していたら、父親の指示はコートを着ることを間接的に支持する。したがって、父親の指示は、母親が息子に対して一定の内容を持った指示をするまで、具体的な行為を要求しない。父親の指示が母親の言うことを聞けというものなら、「母親の指示するところの行為をする理由」であり、結局「母親の指示に基づいて行為する理由」であり、二階肯定理由である。逆に、母親の言うことを聞くなという父親の指示は、「母親の指示するところの行為をしない理由」であり、それは「母親の指示に基づいて行為しない理由」であるため、二階否定理由である。

¹³ またラズは、VONP, 82で、規範的権能を「規範創造権能」（norm-creating power）と「統制的権能」（regulative powers）に分ける。規範創造権能は、規範を制定し、または改廃する権能である。統制的権能は、規範の適用に変更をもたらす権能である。

¹⁴ 原文ではXは“one”である。

である場合である」(LA, 18)¹⁵。

(4) 規範的権能の行使の仕方(保護された理由を変更する仕方)

ラズによると規範的権能を行使するには権能発言(power-utterances)と呼ばれるものを為すことによってする必要がある。ラズが挙げるところでは、権能発言には三種類ある(LA, 18)¹⁶。

第一に、排除的指示(exclusionary instruction)を出すことである。これは人々に ϕ するように言う権能を使用することである。権能発言は人々が ϕ する理由であると同時に ϕ することを控える理由に基づいて行為しない二階理由である。よって排除的指示は保護された理由である。例えば、規範的権能を持つ者が、新たに規範を制定する場合がこれに当たる。「午後11時までにこの建物から退出しなければならない」という規範が作られたとすると、これは午後11時までに退去することを支持する一階理由であり、かつ、それに反対する諸理由を無視する排除的理由である。

第二に、排除的指示によってこれまで禁止されてきた行為について、権能発言によってそれを許す許可を与えることである。ラズは、これが排除的理由を取り消すことから「取消的許可(cancelling permissions)」と呼ぶ。例えば、規範の廃止がこれに当たる。上述の「午後11時までにこの建物から退出しなければならない」という規範が撤廃されたなら、午後11時を過ぎても退去する必要がない。これまで禁止されていた午後11時より後の不退去が、規範が廃止され、排除的理由が取消されたことで許可されたと言える。

第三に、誰かに権能を付与することである。注意すべきことに、権能を付与することそれ自体は保護された理由を変更しない。だがそれは、授権された者が保護された理由を変更することを可能にする。例えば、私がこの建物の管理人によって、建物の使用に関するルールを決める権能を付与されたとすると、私はその権能を行使し、新たに規範を作ったり、改廃したりすることによって保

¹⁵ またラズは、VONP, 81で、「ある行為が法的権能を行使する行為であるのは、その行為が法的変更をもたらすことを承認する法の理由のひとつが以下の場合である。すなわち、そのタイプの行為が、一定の法的帰結をもたらすものであると承認される場合に、当事者がその法的帰結の確保を欲する場合にだけその行為が行われると期待することが合理的であるようなタイプの行為である。」と述べる。

権能の行使は、保護された理由に変更をもたらす。しかし、不法行為や犯罪行為によっても保護された理由に変更が生じるが、これらは権能の行使とは普通みなされない。ラズは権能の行使から、不法行為や犯罪行為を排除するために、ある行為が権能の行使と見なされる理由に着目して、区別をつけようとしている。

おそらくラズは、法律行為を念頭に置きつつ、それを保護された理由によって説明しようとしている。権威の例ではないが、規範的権能の行使の例を挙げて説明すると、AがBと契約を結ぶ場合を考えてみよう。AがBに対して申し込みをし、Bがそれに対して承諾すると契約が成立する。この場合、Bが申し込みに対して承諾を与える権能を持つ。この例での契約が売買契約であり、Aが買主、Bが売主とするなら、売主Bの承諾による契約の成立は買主Aにとって代金を支払う理由であり、かつ代金を払うことに反対する理由を無視する排除的理由である。言い換えれば、売主Bの承諾は買主Aにとって保護された理由である。また、Bが債権放棄し、代金の支払いをしなくてよいという許可をAに与えた場合、BはAが持つ保護された理由を取り消すことによって、Aが、代金の支払いに反対する理由を無視しないことを可能にする。

¹⁶ ラズは例を挙げていないので、適宜、例を補った。

護された理由を変更することができる。

(5) 規範的権能と権威

ラズはここまでの規範的権能の分析から、それと権威との類似性を見て取る。権威の単純説明「Xの『Yはφせよ』という発言が、Yがφする理由であるなら、XはYに対して権威を持つ」によると、規範的権能は権威の特別事例ということになる。そこでは、権威は理由を変更する能力であり、規範的権能は保護された理由という特別なタイプの理由を変更する能力であるから、権威の方が規範的権能より一般性の度合いが高い概念となる。

しかし、ラズは反対に権威を、(規範的)権能の一種とみなすべきであると主張する(LA, 19)¹⁷。これまで見てきたラズの分析では、規範的権能は保護された理由を変更する能力であった。したがって、ラズは「権威を基本的には[規範的]権能の一種とみなすべきである」(LA, 19)、すなわち保護された理由を変更する能力の一種である¹⁸とみなすべきであると主張するのである¹⁹。

¹⁷ この立場を擁護するには、ルールと命令が保護された理由であること、および、全ての権威者の発言(authority-utterance)が権能発言であることを示す必要がある(LA, 19)とラズは付言している。

¹⁸ ラズはVONP, 96で、「ある人が権威を持つのは、彼が規範に対して[因果的にではなく規範的に]影響を与える権能を持つ限りにおいてである」としている(「規範に対して影響を与える」とは、規範の存在、内容および適用における変更をもたらすことである)。

¹⁹ 本筋から離れるため、ここでラズにおける権威(authority)と権限(authority)の錯綜した関係について補足しておく。

第一に、権威であること(being authority)と、権威(権限)を持つこと(having authority)とは区別される。ラズは、権威の単純説明「Xの『Yはφせよ』という発言が、Yがφする理由であるなら、XはYに対して権威を持つ」は、「権威であること」と「権威(権限)を持つこと」の区別に無頓着であると批判する。ラズは「権威であること」と「権威(権限)を持つこと」とを峻別し、以下のように説明する。「権威である人」はみな人々(people)に対して権威を持つが、「権威(権限)を持つ人」は必ずしも「権威である」わけではない。ラズによれば、「Xが権威である」のは、Xが比較的永続的で広い(permanent and pervasive)権威を人々に対して持つ場合である。したがって、「権威ではない者」や「権威(権限)を持たない者」が「権威(権限)を持つ」ためには、「権威である者」によって、または「権威(権限)を持つ者」によって(ある行為を遂行する)権威(権限)を付与され、または行為をする許可を与えられている必要がある(LA, 19)。

第二に、行為を遂行する権限(authority to perform an action)と、人に対する権威(authority over persons)とは区別される。ラズは「authorityの分析に対する主たる障害の一つが、行為を遂行する権限(authority)と人に対する権威(authority)とを区別していないことにある」(LA, 19)点を強調する。Xが「ある行為を遂行する権限」を持つのは、Xに許可を与える権能を持ち、またはXに権能を付与する権能を持つYによって、Xがその行為を遂行する許可を与えられ、またはそうする権能を付与されている場合である。例えば、XがZに届いた手紙を開封する権限を持つのは、検閲官Yから開封する許可を与えられたときである。続けてラズは、「Zに届いた手紙を開封する[Xの]権限はZに対する権威ではない。[その理由は]検閲官Yは(自分もZ宛の手紙を開封する権能を持っていることは当然の前提として)、XにZ宛の手紙を開封する権能を与えることによって、Zのプライバシー権を減らして、Zの規範的状况を変更したけれども、XはZの規範的状况を変更することはできない[からである]」(LA, 20)と言う。

IV 異論への応答

ラズは先に、「Xの『Yは ϕ せよ』という発言が、Yが ϕ する理由であるなら、XはYに対して権威を持つ」という権威の単純説明に対する二つの異論を検討したが、その最終的な論駁は先延ばしにされた。単純説明を土台にして展開されるラズ自身の権威の定義は、これらの異論にうまく対処できるのだろうか。あらかじめラズの結論を述べれば、権威を規範的権能の観点から分析することの利点は、二つの異論に対処できること(IV)と、権威のパラドクス——権威が合理性および自律と緊張関係にあること——を解消できること(V)にある。

また別の例として、XがYの名前で小切手に署名する権限を持つとき、Xがこの権限を持つのは、YがXに署名する権限を付与したからである。しかし、ラズによれば、YがXにYの名前で小切手に署名する権限を付与するためには、Yはその権限を付与する権能を持っている必要があるが、YはXに対して権威を持っている必要はない(LA, 20)。

一方で、手紙の開封の例において、ラズは、「Z宛ての手紙を開封するXの権限」と「Zに対するXの権威」と「Xに対して手紙を開封する権限を与えるYの権能」とを対比している。他方で、小切手の署名の例では、「YがXに対してYの名で署名する権限を付与する権能」と「YのXに対する権威」とを対比している。

要するに、ここでラズが強調しているのは、「行為する(Z宛ての手紙を開封する)Xの権限」は「人(Z)に対するXの権威」ではなく、また「行為する(Xに対して権能を付与する)Yの権限」は「人(X)に対するYの権威」ではないということである。ラズは、権限と権威という二つの異なる概念が“authority”という同じ名詞で表されているが、上記のようなかたちで区別する必要があることを主張しているのである。

第三に、権威と権限の関係についてラズは次のように論じている。彼によれば、「行為を遂行する権限」と「人に対する権威」は区別しなければならないが、両者は間接的な仕方でも密接に関連している。 ϕ する許可や ϕ する権能を与えられる場合、それらの全てが ϕ する権限を持つと記述されるわけではない。ラズによれば、我々は、ある行為によって他人の利害に影響が出る場合に限り、その行為を「権限を与えられたもの」(authorized)と言う(LA, 20)。ただし、これは、ある行為を権限の行使とみなすための十分条件ではない。例えば、私がスーパーマーケットを開店する許可を与えられ、店を開店すると他の誰かの倒産を招くかもしれない。しかし、ラズによれば、私が店を開店することが他人の利益に影響を与えるとしても、私が店を開店する権限を持つということにはならない。私が店の開店を許されているのは、開店を禁止する規範がないからであって、店を開店する権限を付与されたからではない(ラズは述べていないが、店を開店することはそれによって影響を受ける者の「保護された理由」を変更するものではないので、権威の行使と見なされないであろう)。

要するに、人(X)は、(自分に与えられた権限の行使によって)その利益に影響を受けるところの人(Z)に対して権威を持つ誰か(Y)によってそうする許可を与えられたことだけをする権限を持つ。

こうして、ラズは(権威ではなく)権限を持つことの定義を導き出す。「Xが ϕ する権限を持つ」ということを、彼は以下の3つの条件を満たすようなYとZが存在する場合であると定義する(基本的にX, Y, Zはそれぞれ異なる人物を表すが、ある人が彼自身の利益に影響を与える権限を他人に付与し、または他人の利益に影響を与える権限を自分自身に与えることもある [LA, 20, fn. 21.])。すなわち、

(2) Yが、Xに ϕ することを許可する権能、またはXに ϕ する権能を付与する権能を持ち、

(1) Yがそのような権能を行使し、

(3) Xが ϕ することがZの利益に影響を与え、かつ、YがZに対して権威を持つ、

場合である(下線は引用者による強調を表す。また理解しやすくするために要件の順番を原文(LA, 20)とは替えた)。

(1) 第一の異論への応答

第一の異論は、権威者の発言は、それが行為理由であるなら、それが指示するように行為する一応の理由以上、絶対的理由以下のものであるはずだが、それは不可能ではないか、というものであった。この異論をラズはある程度認めていた。

しかし、この異論は一階理由——絶対的理由が、他のすべての一応の理由に勝る一階理由であるとするれば、それも一階理由である——しか考慮に入れていない点に問題がある。ラズは、権威者の発言を、一階理由かつ排除的理由であるという事実、すなわち保護された理由とみなす。

権威者の発言が命令の意図でなされる場合、その発言を、受け手が「保護された理由」として受け取ることが権威者によって意図されている。これが意味するのは、権威者の発言が、受け手によって、どんな場合でも対立する理由を覆す一階理由——絶対的理由——とみなされることも、対立する理由によって覆されない場合だけそれに基づいて行為すべきところの理由——すなわち一応の理由——とみなされることも、権威者は意図していないということである。

ラズによれば、排除的理由は絶対的理由ではない。排除的理由は、対立するすべての種類の理由に基づく行為を排除することがあるだけでなく、いくつかの種類理由に基づく行為のみを排除することもある。排除的理由は、その射程、すなわち排除的理由が様々な種類の対立理由を排除する範囲 (extent) に関して多様である。それゆえ、命令が一階理由でありかつ排除的理由であると言うことは、命令が絶対的理由であると言うことと同じではない。排除的理由は、ある種類の対立理由を排除しないこともある。その場合、人は、その命令も命令された行為の一応の理由として含めて、排除されていない一階諸理由の比較衡量に基づいて何をすべきか決定しなくてはならない (LA, 22)。

ラズは、排除的理由と、排除的理由によって排除されるすべての対立理由を覆すのに十分な重みを持つ一階理由との違いは次の二点にあると言う。

第一に、排除的理由は重みではなく、種類によって対立理由を排除する。排除的理由は特定の種類の理由であれば、それがいかなる重みを持っていても排除するし、また別の種類の理由であれば、たいした重みがなくても排除しない (LA, 22)。

第二に、排除的理由と重い一階理由とは、それらに対する我々の見方においても異なる。重い理由は、比較衡量において対立理由を覆す。しかし、排除的理由はそもそも、対立理由と比較されない。それは、一階理由の比較衡量に基づく行為を排除するのである (LA, 23)。

したがって、命令の意図でなされる権威者の発言は、一階理由として対立する諸理由を覆すものであることを意図されているのではない。それは、比較衡量の天秤を傾けることがなくても、一定の状況下では勝つことが意図されているのである (LA, 23)。

(2) 第二の異論への応答

第二の異論は、正統な権威者の発言は、必ずしも常に (受け手にとって) 行為理由である必要が

ないのではないかと、言い換えれば、権威者の発言は行為理由でなくとも正統でありうるのではないかと、いうものであり、ラズは、これもある程度認めていた。

ラズは、第二の異論に対して、一階理由に基づいて行為しないからといって、ばかげた仕方で行為していることにはならないと言う。先に述べた赤信号で止まる理由を持つかどうかという同じ例を用いて、ラズは以下のように説明している。我々は皆、赤信号で止まるべきかに関する自分自身の判断に基づいて行為することからよりも、信号に自分自身の行為を規律させることから利益を得ることができると思っているのに、その利益の重要部分が、自分自身の判断を形成する試みを断念することにある、ということを忘れがちである。普通のドライバーは、赤信号に出くわしたら、止まる理由があるかどうか考えることなく止まる。赤信号で止まる理由がないと主張する者は、状況を知悉しているので、あらかじめ止まるべき理由があるかどうかという問題が生じないかのように先の例を考えているが、実際にそのような状況にいる者は、止まる理由があるかどうかを、この事例においてだけでなく、他の多くの事例でも自分自身でいちいち発見しなければならない (LA, 25)。

一階理由に関する情報を持ち、一階理由の比較衡量に基づいて行為できる者の立場からは、(一階)理由に基づいて行為すべきと見えるかもしれない。しかし、人はあらかじめ一階理由に関する情報を持っているわけではなく、それを自分自身で見つけなければならない。その場合には、「個々の事例の事情とは無関係に権威者[の発言]に従う」(LA, 25)ことは、(二階理由に基づいて行為しているので)ばかげたことではないのである。

V 権威のパラドクスの解消

私は本稿のはじめにおいて、権威が自律および合理性と緊張関係にあるということに言及した。ラズはこの緊張関係を「権威のパラドクス」と呼び、それを以下のように説明している。

第一に、権威と理性との非両立が問題となる。「理性は、当人が気づいている諸理由の比較衡量に基づいて常に行為すべきことを要求する。当人が権威によって要求されたことが理性に反する行為であると考えられる場合でさえ、服従を要求するということが、まさに権威の本質である。それゆえ、[そのような場合の]権威への服従は非合理である」(LA, 3)とされる。

第二に、権威と自律との非両立が問題となる。「自律の原理は、あらゆる道徳的問題に関して自分自身の判断に基づいて行為することを含意する。権威は、自分自身の判断に反する行為を要求することがあるので、その場合には、権威は道徳的自律の放棄を要求する。あらゆる実践的問題は道徳的考慮にかかわるので、あらゆる実践的権威は、道徳的自律を否定し、したがって、不道徳ということになる」(LA, 3)。

ラズは、これらのパラドクスが、一階理由しか考慮に入れていないことに由来する見かけ上のものであるとくり返し主張する。もし妥当な「一階理由の比較衡量に基づいてなされるべきことをしないことが正当化されない」(LA, 27)のであれば、権威に服することは自律を否定することにな

る。しかし、二階理由、特に排除的理由を考慮に入れるなら、権威に服することは必ずしも、理性との非両立には陥らない。なぜかという、ラズが強調するように、自分自身の判断に基づいて行為しない方がよい場合が数多くあるからである。ラズが、自分の理解や知識の及ばないことに関しては専門家の意見を聞くという例を挙げているように (LA, 21)、一階理由の比較衡量をしようとしてもできない場合がある。この場合には、自分の判断に基づかない方が理性に反しないのである。

また、権威者の発言が一階理由でありかつ排除的理由であることが権威者によって意図されているとしても、そのように受け手が受け取る必要はない。受け手は命令を妥当な一階理由としてのみ受け取り、排除的理由であることは否定するかもしれない。命令の受け手は、単に命令に服従したり、不服従であったりするだけでない (LA, 26)。こうして権威者の発言を一階理由と排除的理由の組み合わせと見ることで、受け手の多様な反応を見ることができるのである (LA, 27)²⁰。

二階理由を導入することの利点は権威のパラドクスを解決できることだけではない。興味深いのは、一定の考慮を無視する理由という排除的理由の概念を導入することで、ラズが、人が命令に従うときに表すジレンマ的反応を理解することができるという点である。命令の受け手が一階理由の比較衡量では命令を遂行すべきでないと思いながら、命令であるがために従うというとき、命令は異なる二つの観点から評価されている。命令は一階理由の比較衡量では為すべきではないが、命令を対立する理由を無視すべきであるという排除的理由を含めた実践的推論では命令は遂行すべきものとされる。もし仮に命令の性質が単なる一階理由であるとしたら、命令の受け手は、一階理由の比較衡量でより強い反対理由によって命令を覆し、従わないということに何の躊躇もないだろう²¹。こうして、ラズは、排除的理由という一階理由とは次元の異なる理由が、人々が実際に行っている実践的推論を適切に捉えていると主張するのである。

VI おわりに

本稿では、ラズの権威概念の明確化を試みた。なぜあのように複雑な理論装置を用いて権威を説明する必要があるのだろうか。

ラズは、規範やルールや権威といった実践的概念はすべて「何をすべきか」という問いに解答を与えるために資すべきものと考えている。この問い答える手段が実践的理論である。ラズは実践的概念を、理由に関連付けて解明することで、それに実践的推論で使えるような形式を与えることを試みていると言える。

しかし、理由に複数の階層があるとか、理由の強さや射程に影響を与える理由があるといったことを知っただけでは、「何をすべきか」という問いに答えるには不十分であると思われる。我々は、

²⁰ 受け手は権威を正統とみなすことなく、権威者の発言を妥当な一階理由とみなすこともできる。ここから、ラズは権威を正統と認めることは権威者の発言を妥当な排除的理由とみなすことであるとする (LA, 27)。

²¹ PRN, 41-45参照。

規範やルールが存在するときには、理由の比較衡量をしなくて済むため、「何をすべきか」を容易に察知できる。しかし、規範の背後にある理由に目を向けると、その複雑さのために、おそらく正しく推論できないことがあろう。ラズの理論は、推論の複雑さに目を向けさせ、規範やルールの存在の有益さを強調するものであるように思われる。

ともあれ、その立ち入った検討は今後の課題としたい。